



2022年 8月 4日
第25号

JR 東労組 Yokohama

JR 東労組横浜地本

発行人 助川 一実
編集 情宣 担当
ホームページ

<http://www.jreu-yokohama1.jp/>



横地申
第1号

「公平・公正な過半数代表者の選出と『社友会』への 厳正な指導を求める」緊急申し入れ 団体交渉を行う①

横浜地本は8月4日、表題の団体交渉を行いました。これは小田原・伊豆統括センター発足に伴う過半数代表者選出で、公平性を欠く事象が露見したために、7月22日に緊急で申し入れしたものです。

1. 小田原・伊豆統括センターにおける過半数代表者選出の「投票延期」になった理由を「公平性に関して確認が必要となった」としているが、詳細を明らかにすること。

<会社回答>業務上のメールで、推薦文の作成及び推薦人の選定を指示するものと受け止められる内容を認めたため、確認が必要になったものである。

組合側	会社回答要旨
なぜ「公平性に関して確認が必要」となったのか？	会社として覚知した内容で、推薦文作成の指示に関して <u>公平性を欠く恐れがあったためだ</u> 。調査のために立ち止まる必要があった。
この問題を、いつ、どのように覚知したのか。地本情報によってか。	詳細は示せないが、業務の一環として覚知した。調査しメール内容も把握を行っている。地本情報も勉強はしている。
「投票延期」の判断とした理由は。	職場・勤労課だけの判断ではない。会社としての判断だ。

2. 「投票延期」となった小田原・伊豆統括センターにおける過半数代表者選出を「投票再開」した根拠を示すこと。また「投票再開」に際し行った「関係者への指導」の対象者と内容を明らかにするとともに「改めて、公平・公正に過半数代表者の選出手続きを進めることが可能と判断した」根拠を示すこと。

<会社回答>業務上のメールをもって、推薦文の作成及び推薦人の選定を一部の社員に指示するものと受け止められる内容の送信を認めたことから、会社として、① 関係者への指導を実施し、② その旨を社員周知のうえ、③ これに関連する推薦文の掲出を取りやめ、④ 各立候補者には今回の経緯等を説明し、理解を得たところである。このような経緯に加え、もとより⑤ 立候補者は各々自らの意思に基づいて立候補していることから、改めて、立候補や投票に関して公平・公正な選出手続きを進めることが可能と判断し、投票再開したものである。

組合側	会社回答要旨
「投票再開」の判断の根拠は何か。	<u>立候補した2人の意思には問題がない</u> 。回答の通り、5つの段階(①~⑤)を経た。 <u>メールがなければ生み出されなかった推薦掲出を剥がした</u> 。
この事象で会社として問題視した点を具体的に示すこと。	<u>業務上のメールで指示した形が不適切</u> であった。社員である以上、 <u>就業規則第3条の職務専念義務に反し</u> 、業務と関係のないことをしたことが問題だ。
管理監督者たる現場長らが起こしたことに重みがあるのではないのか。	<u>立場の問題ではない</u> 。管理監督者が特定候補を推すことはリスク管理で許容されるが、そのまま指定することがダメ。 <u>重みは、軽く考えてはいない</u> 。
このような事態が起きた原因は何か。	<u>業務と業務外とが分別されていなかったことが問題</u> であり、指導を行った。

3. 現在、小田原・伊豆統括センターで行われている過半数代表者選出を一旦中止し、今回の問題に関与していない候補者に対する信任投票を実施すること。

<会社回答>過半数代表者は、労働基準法施行規則第6条の2に基づき選出を行っているところである。第2項の回答どおり、立候補者は、各々自らの意思に基づいて立候補しており、また、社員周知に加えて、各立候補者には今回の経緯等を説明し、理解を得たうえで進めており、現在実施している選出方法が否定されるものではないと考えている。

組合側	会社回答要旨
公選法では連座制がある。不適切事象に関与がない候補の信任投票を行うべきだ。	過半数代表者の選出は公選法の規定と異なり、手続きに関する法的な定めはない。本事象により一方の候補の信任投票を行えば、立候補したい労働者の意思を妨げてしまうこととなる。 <u>二度と疑義が生まれないようにしていく</u> 。

**問題の本質は管理監督者たる現場長が起こした事象だ！
職場からのたたかいで経営姿勢をチェックしていこう！！**